

<仮訳>

日 EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル 6月3～4日、ベルリン 提言書

Working Party 3 情報通信技術 (ICT)

3-EJ-1. 次世代ネットワークに関する幅広い議論

帯域保証やセキュリティ等の優れた技術で実現される次世代ネットワークの構築と利活用により、少子高齢化、介護・医療問題、雇用問題、防犯・防災、エネルギー・環境問題等の社会的課題が解決に向けて取組まれ、活力ある社会の発展が促進されることが期待される。

そのため、両政府は次世代ネットワークの早期実現に向け、幅広い分野での協力を一層促進すべきである。具体的には、次世代ネットワークのコア技術の研究開発支援や国際機関における標準化・相互接続性確保のための協力を強化すべきである。また、次世代ネットワークを活用した多彩なサービス(例:遠隔医療、テレワーク、介護ヘルスケア、ホームセキュリティ、eラーニング、エンタテインメント等)の実現に向けた利活用促進施策や、異業種・他業界のプレーヤーも含めたオープンなコラボレーションが推進されるための環境整備を推進すべき。

3-EJ-2. 環境保護に向けた ICT イノベーションの推進

CO2 排出量の削減等による地球環境への貢献のため、省電力化技術の実用化・普及等環境に配慮した ICT イノベーションの取り組みは不可欠である。そのため、日本と EU は、省エネルギー技術の研究開発を推進し、同技術を環境にやさしい製品として実用し、また ITS やテレワーク等、革新的なシステムを構築して社会で活用することを促進すべきである。環境への負荷低減効果を最大化するためには、日欧がその経験を共有して、各々の取り組みに関する対話が欠かせない。

上述のように、両政府は、省エネルギー技術の研究開発と、実証実験を推進すべきである。国際協力の観点では、両政府が、国際的な場で本問題に関する対話をリードすると共に、積極的にその実証の成果を共有することが大いに望まれる。

3-EJ-3. ICT 基盤の信頼性・堅牢性を確保するための協力

社会システムをはじめ、ICT 基盤の信頼性・堅牢性の確保は、問題発生時の国際的な影響の波及を考えると、グローバルに共通の課題である。日欧両地域が、その共通課題を認識し情報セキュリティの課題解決にむけて取り組みを始めていることを歓迎する一方で、国際連携はいまだ不十分である。ネットワークは国境を容易に越えるため、国家政策は他国の政策と協調することでよりその効果を高めることが出来る。

両政府は、国際的な連携を更に強化するため、両地域の最新の施策について情報共有を密に行うと共に、DoS 攻撃への対策等国際的に連携を必須とする事項については早期に対応を具体化し協力すべきである。

3-EJ-4. デジタルコンテンツの普及促進に向けた合理的制度整備

ICT の進展に伴い、コンテンツの創作・流通・活用の形態は大きく変化しており、今後、デジタル時代に対応した多様な展開を通じて、デジタルコンテンツ市場の大きな拡大が期待される。両政府は、コンテンツの権利保護とユーザ利便性のバランスに配慮した制度整備に引き続き取り組み、デジタルコンテンツの一層の利活用を促進すべきである。私的録音録画補償金制度については、デジタル技術の発展等を踏まえて、時代に即したより合理的な制度に見直す必要があるため、著作権保護技術の活用の拡大を前提に、その縮小及び段階的な廃止に向けた検討が必要である。具体的には、日本では、文化審議会での議論において、私的録音録画制度の法的枠組みを抜本的に見直し、具体的結論を得ること、EU では、欧州委員会における制度改革検討が継続されることが期待される。また、模倣品・海賊版に関する近年の両政府及び関係者の取組みを評価する一方で、とりわけアジアの特定地域等における課題が未だ深刻であるため、両政府による国際協力の枠組み等を通じ、官民連携して、エンフォースメントの強化や各国のエンフォースメント能力の向上のための協力を継続し、デジタルコンテンツの権利保護を確保することが重要である。

上述の通り、私的録音録画補償金制度については、著作権保護技術の活用の拡大を前提にその縮小及び段階的な廃止が望まれる。また、模倣品・海賊版への対応について、両政府は健全なマーケットの拡大に向けてデジタルコンテンツの権利保護の取組みを強化すべきである。

3-EJ-5. 若年者保護に関する自主規制 ～責任あるアプローチ

あらゆるコンテンツが携帯やブロードバンドインターネットサービスを経由して流通している。コンテンツプロバイダや、インターネット・携帯サービスプロバイダが、利用者とりわけ児童や十代の若者を不適切なコンテンツから保護するための責任あるアプローチは、「自主規制」である。現在、より安全な児童のコンテンツ利用のために、多くの企業や政府の取組みがなされている。保護者による監督を促進する情報や手段を提供することが最も重要である。保護者への情報提供による意識の向上と児童による新しいメディアの安全な利用に向けた教材、或いは子供のコンテンツへのアクセスを保護者が調整しうる環境等について、行動規範に基づいて取組みが行われている。いま一つの選択肢として、各国家・社会の良識、妥当性、及び法制に基づいてコンテンツを分類することも想定される。自主規制は、技術的・社会的な今後の発展段階に応じて迅速に対応可能であることから、児童を保護するための将来を見越したアプローチとして適切である。また、業界は行動規範やその他の自主規制策定に関与することで、より強いコミットメントを感じることから、効率的なアプローチであるというメリットも存在する。

従って、EU機関及び日本の当局が、児童の保護のために引き続き自主規制の形成を促進する役割を担うことを期待する。

3-EJ-6. 規制と投資の関係について

通信業界は、新しい競争者、新しいビジネスモデル、そしてイノベーティブなサービスへのユーザからの期待といった当該分野の展開を受けて、著しい変化を遂げている。もし、消費者が競合するプラットフォームを通じてブロードバンドにアクセスすることが可能であれば、新たなブロードバンド技術は消費者に付加的な利益を提供し、長期の持続的競争をもたらさうであろう。その実現においては、投資に最適な環境を確保し、真にインフラベースの競争の発現を活性化させる必要がある。

ネットワークの変革には莫大な投資が必要であり、競争の激化、不確定の将来の需要に加えて、負担になる長期にわたる料金規制及び接続規制、及びそれらの投資収益性へのインパクトに鑑みて規制上の不確実性が大きく、高い経済的なリスクを伴う。規制環境は、ネットワーク投資へのインセンティブを与えるべきであり、ICT投資への適切なリターンを許容すべきである。この観点で、将来のICT投資を決定する上で政策担当者は重要な役割を果たすといえる。

日本とEUは、市場環境の変化から生じる新たな課題に対し、好ましい事業・投資環境の構築を実施すべきである。

3-EJ-7. ICT機器の適合性要件及び評価

ICT機器の国際的な移動の確保は不可欠である。ICTセクタはグローバル、競争的、そして動的な産業であり、常に進化するため、サービスや競争力のあるICT機器の提供には、貿易における流動性が要求される。自己適合宣言は適合評価における原則的な要件として採用されるべきである。適合要件及び評価手続きは、重複する試験や市場の分裂を回避すべく、調和されるべきであり、日欧双方の製造業者に対して平等な条件を提供すべきである。

両政府は、適合要件及び評価に関して日欧の製造業者に平等な条件を確保すべきである。

3-EJ-8. ICT機器ベンダに対する市場アクセスについて

ICTセクタが、経済成長や生産性の向上を加速させるためには、ICT関連機器市場へのアクセスにおいて、その障害の除去が欠かせない。日欧双方のICT産業にとって、情報技術協定(ITA)の成功を守ることは、共通の関心事である。近年、継続的な技術の発展に伴い、一部のITA加盟国において対象機器範囲の解釈不一致の拡大が懸念されている。先進技術を活用した製品が引き続き無税の取扱いを確保されるよう、ITA加盟国は、定期的ITAレビューの実施について合意することが望ましい。ITA加盟国は、ドーハ開発ラウンドの現状にかかわらず、IT製品の市場アクセス機会を拡大する方向に向うべきである。

両政府は、ICT機器市場へのオープンで低廉なアクセスを奨励する規制環境構築に向けて協働すべきである。EU政府は、情報技術の継続的発展を促しIT製品の市場アクセス機会の拡大を目指すというITAの理念を反映し、多機能化・高度化したITA製品※への賦課に対する適切な措置を講ずるべきである。

※ 例: デジタル複合機、LCD PC モニター、デジタルカメラ、セット・トップ・ボックス